

松阪地区広域消防組合消防職員協議会第1回役員会議事概要

と き：平成30年12月18日（火）

ところ：東海ろうきん2階会議室

出席者：梶川、関岡、山口吉成、中川清貴、高山、中川純子、右門

1. 昨年度の会計監査報告について

協議決定事項

定期総会の際に質問のあった内容(決算報告書で数字が適合しない)についてですが、現在会計部局で確認中です。訂正し会計監査に確認いただき問題がなければ定期総会資料とあわせて会員の皆さんに配布させていただきます。

今年度の会計事務については事務要領を見直すため事務局、会計部局、会計監査で会計会議をもち会計事務のあり方を見直す。

また、今後の方法としては会計に関する書類を会計監査に毎月送ってチェックを入れる体制とする事を検討する。

2. 昨年度のアンケートについて

定期総会前に実施したアンケートの内容を別紙：アンケート結果にまとめました。

① 松消協でこれから活動してほしいこと（講習、福利厚生等イベント、その他）を記載してください。

→①の内容については今後の協議会活動に反映していく。

② 松消協の活動の中で問題があると感じている事がありましたら記載してください。

⑤ その他（①～③に該当しないもので何かあれば記載してください）

→②、⑤については内容の中で協議会活動の内容についての考えがあり書かれているものがありますので、そういったものについては回答を作成させていただきます。

③ 松阪消防の中で何か問題点がありましたら記載してください。

④ 職場内での悩みや問題点がありましたら記載してください。

→松阪消防の組織体制について問題意識があるものがあつたのでそういったものは幹部職員との協議の場で会員が持っている意見として伝えさせていただきます。

3.今年度の活動計画について

例年の活動内容を別紙：H30年度松消協活動計画案(H30.12.1～H31.11.31)に掲載しましたのでこの内容をもとに今年度の活動を実施していきます。

4.賛助会員の募集について

12月8日の定期総会において消防司令長階級以上の職員で協議会活動に賛同いただいた職員に加入していただくという賛助会員制度を新設しました。

この制度のチラシを作成し所属長協議を実施する際に消防司令長以上の職員に勧誘を実施していきます。

5.所属長協議について

- ① 南31号車のはしごの問題、救命索発射銃、消防団問題等の職員への説明ができていない事への問題提起を協議会として所属長に実施していく。
- ② 業務取り組み方に問題視されている職員がいる。他の職員に対する負担となっているので個人を特定しない形でそういった職員がなくなるよう話をしていく。

現在確認している事案

- ・夜間他の職員が業務をしている中で長時間テレビを見ているだけの職員
- ・消防司令補以下の職員に比較し明らかに救急出動回数の少ない救急課長補佐
- ・勤務の中で権限を行使し祝日に週休日を意図的に割振り3時間30分の祝日手当を12時間に切り替えるよう対応している職員
- ・重大違反、火災報告等の責任が重い案件の対応をせず部下職員のみに対応させている職員
- ・予防業務、警防業務で根拠に基づかず指示を出し本部、部会との軋轢となっている職員。

6.消防長協議について

① 消防職員委員会の問題について(喫緊の問題として対応)

平成30年度の消防職員委員会の消防長処置結果が出されました。こういった状況の中で会員から提出された女性部会の検討、システム部会の検討等が3. 諸課題を検討、4. 現行とおりとなりました。その他についても何点か消防長処置結果について疑義の声がある。

特にシステム部会のあり方については協議会で指令課長に委員の編成について会員からの意見があり若年職員を入れる事を要望したが検討されませんでした。こういった中で先日、指令台導入に伴う消防本部4階のレイアウトで女性職1人に対し1時間のヒアリングが行われた。女性職員は他の女性職員に意見集約を実施したい事、今後の組織体制を考え2名以上の仮眠が可能な形、セキュリティシステムの強化のため壁の増設を要望した。それに対しシステム担当者の見解は「業者との打ち合わせを本日中に実施する事が必要で時間がない今決めてほしい、また2名の仮眠は無理なので2段ベットはどうか、セキュリティについても壁は難しいので防犯カメラをつける形としてほしい」という回答があった。

協議会としては今後20年以上の指令台の使用を考え以前から多くの職員の意見が取り入れられるように意見提示してきました。これに対し、現在出されている結果はそういった事が何も考慮されていない状況となりました。

こういった現状を踏まえ男女雇用機会均等法等も精査し指令台のあり方についても一度協議を実施し状況によっては苦情相談等の対応をとり今後数十年使用される施設が適切なものとなるよう働きかけを実施していく方向で協議を実施していく事を決定した。

また、こういった問題が考慮されていない事を考え消防職員委員会の検討の在り方について消防長へ意見提示を実施していく事もあわせて決定した。

② 松阪中消防署の事案について(喫緊の問題として対応)

松阪中消防署で盗難されたと訴える職員がおられます。内部、外部等の人間の関与、本当に盗難があったかがわからない状況の中で保留されている状況となっています。こういった状況は確証がない中で一部職員が疑われ精神的なトラウマとなるような事案となる事があります。

こういった中で下記の3点を早急に消防長、松阪中署長に要望します

- (1)警察への対応を要望
- (2)広域消防全体への注意喚起
- (3)確証なしに一部職員への噂話等を行わない事

※①②の対応については広域消防として確実な対応が必要と考えられるため苦情相談による対応を視野に入れた形で協議を実施していく。

③ 特殊勤務手当の取扱いについて

・11月27日、28日に横浜市消防職員協議会の合宿に参加してきました。横浜市消防職員協議会は過去に撤廃された特殊勤務手当の再支給を勝ち取った消防職員協議会です。この顛末及び今後の展望については関岡副会長に別紙：横浜市消防職員協議会合宿報告-特殊勤務手当獲得への課題と展望-にまとめていただきました。その内容を受け協議した今後の方針としては

- (1)現在特殊勤務手当の支給について同意を得られていない永作副管理者との意見交換の場を設ける
- (2)松阪消防総務課と協議を実施した上で協議会複数職員から地方公務員法24条5項に基づく待遇の不均衡、給与条例に危険な勤務に対する対応がされていない事への措置要求を実施し法律的な要求を受けているという事を総務課が予算申請時に説明できる対応を行う。
- (3)松阪市職員組合、中島議員との協議を行ったうえで組合議員への説明を行う。
- (4)自治労等の関係者と情報交換を行い危険な勤務に対する対応がされていないという事を公にしていく事を検討する。
- (5)上記(1)～(4)の活動を行う事と並行し現在の状況及び特殊勤務手当の再支給に伴う資料を作成する。状況によっては会員に対して署名、アンケートを実施する。

④ 身上報告書の免許写真について

会員から意見提示があり身上報告書の免許写真については身元証明の乱用(金銭の貸借等)に繋がる恐れがあるのでやめる事を検討する事を要望する。

⑤ 南31号車のはしごの問題、救命索発射銃、消防団問題等の職員への説明ができていない事への問題提起を協議会として消防長に実施していく。

7.協議会の事務要領について

会計事務について毎月の活動費を翌月の20日～25日を目指して支出する事を説明。

会員名簿について松阪市消防職員協議会のホームページに入れる事で会員の閲覧を可能とするよう取り扱う。(平成29年11月16日の定期総会で議案として同意済)

8.協議会の人員の募集について

松阪シティマラソンの AED 隊

→1 月に入りしだい募集を実施、また消防長、所属長協議で AED 隊をバックアップしていただくよう要望する

三重県消防運動会について

→2 月に入りしだい募集を実施

9.次回役員会の日程について

1 月末もしくは 2 月初頭に実施予定